| （略） | （略） | （略） |
|---|---|---|
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム） | 畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。） | 三〇〇 |
| | ジルコニウム化合物製造業 | 三五〇 |
| | 畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。） | 四〇〇 |
| | モリブデン化合物製造業 | 一三〇〇 |
| | （略） | （略） |
| 備考<br>（略） | | |

**附　則**

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

| （略） | （略） | （略） |
|---|---|---|
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム） | 下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。） | 一三〇 |
| | 酸化コバルト製造業 | 一二〇 |
| | 畜産農業 | 五〇〇 |
| | ジルコニウム化合物製造業 | 六〇〇 |
| | モリブデン化合物製造業 | 一四〇〇 |
| | （略） | （略） |
| 備考<br>（略） | | |